

陳情書


「5階建以上のビル、又YVヨVの津波避難ビル^{（1）}の指定と屋上に
2m程度の落下防止柵の取り付けの件、



市内すべての5階以上の階のあるビル、マンションは、大地震時の
大津波に対する緊急避難の場所になるので、誰もが緊急時に入れ
るようにし、屋上への避難ができるように避難ビルの指定を急ぐこと。
又屋上へ避難した際の落下防止の為、2m程度の落下防止の
為の柵をとりおが(本邦は初めて)5階建以上の全マンションとビルの
屋上に取付けるようにする為、予算計上の上実施すること。
合わせて、月1回の大地震、大津波避難訓練時に、各地域の5階建以上
のマンション、ビル等への避難訓練もかなうか行なうものとする。
防災課が、計画の実施に当たり、各自治会、連合会等は全面的に協力
する。 以上の件 強く要望致します。

平成26年 5月 22日

住所 逗子市久木 3-15-26

氏名 中島 龍彦 

逗子市議会議長殿